

鳥取県災害対策地方支部運営要領

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要領は、鳥取県地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に規定する鳥取県災害対策本部が設置されたときにおいて本部長（鳥取県知事）が鳥取県災害対策地方支部（以下「支部」という。）の設置を必要と認めた場合における当該支部の運営、その他必要な事項を定め、災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図ることを目的とする。

第2章 支部の運営

(支部組織)

第2条 支部は、支部長及び支部員その他の職員で構成する。

- 2 支部長は、支部員の中から副支部長を指名するものとする。副支部長は支部長を補佐し、支部長が職務にあたれないときにはその職務を代行する。
- 3 支部長は、支部に実施部及び事務局を置く。
- 4 実施部は各支部員が所属する地方機関とし、事務局は各支部員がその所属する地方機関の職員のうちから指名した職員（以下「災害対策要員」という。）で構成する。
- 5 事務局の規模及び各地方機関ごとの災害対策要員の人数は、支部長及び支部員が協議し決定するものとする。

(事務局)

第3条 事務局には、総務班及び情報管理班を置く。

- 2 支部長は、災害対策要員の中から事務局長及び各班長を指名するものとする。
- 3 支部長は、必要に応じて事務局の構成を変更することができる。

(各班の業務)

第4条 総務班は、主に次の業務を行う。

- (1) 支部の運営の総括に関すること。
- (2) 支部連絡会議等の開催及び記録に関すること。
- (3) 災害対策本部との連絡調整に関すること。
- (4) 実施部との連絡調整に関すること。
- (5) 防災関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 報道対応に関すること。
- (7) その他、支部の庶務に関すること。

2 情報管理班は、主に次の業務を行う。

- (1) 実施部からの被害状況の収集及びその集計に関すること。
- (2) 市町村及び実施部への被害集計情報の報告に関すること。

(支部連絡会議)

第5条 支部長は、支部の災害対策について協議するため、必要に応じて支部連絡会議を招集する。

- 2 支部連絡会議は、支部長及び支部員をもって構成する。
- 3 支部長は、災害情報の収集、災害応急対策の調整等を行うため、必要に応じて防災関係機関に対し支部連絡会議への連絡員の出席を要請するものとする。

(市町村への職員の派遣)

第6条 支部長は、必要があると認めて職員を所管区域の市町村（以下「管内市町村」という。）に派遣する場合は、本部に報告するものとする。

2 市町村に派遣された職員は、情報の収集及び連絡調整等にあたるものとする。

第3章 支部が開設されていないときの体制

(平常時の対策)

第7条 支部が開設されていないときにおいても、支部を構成すべき機関（以下「支部構成機関」という。）は、互いに連携して必要な防災対策を講じるものとする。支部構成機関の連絡調整は、支部長となるべき職員（以下「所長等」という。）が行うものとする。

(配備体制等)

第8条 支部構成機関は、地域防災計画に規定する防災連絡責任者及び各配備体制を決定または変更したときは、その都度所長等に報告するものとする。

2 所長等は、支部構成機関からの報告をとりまとめ、支部構成機関の配備体制等を作成し支部構成機関に周知するものとする。

(マニュアルの作成)

第9条 支部構成機関は、平常時及び非常時の迅速かつ的確な初動対応を確保するため、マニュアルを作成するものとする。

2 マニュアルには、次に掲げる項目等を記載するものとする。

- (1) 支部組織及び各班業務
- (2) 支部組織名簿
- (3) 防災連絡責任者
- (4) 緊急連絡先及び緊急時連絡系統図
- (5) 配備基準及び配備、動員計画
- (6) 被害情報の収集計画
- (7) 災害対策室設置計画
- (8) 関係機関との連絡体制
- (9) 各班の業務計画
- (10) その他必要な事項

(被害情報の収集及び報告)

第10条 管内市町村において被害が発生したときは、支部構成機関は地域防災計画に規定する所掌事務に従い管内市町村の被害を含めた被害情報を収集し、所長等及び当該被害に係る本庁主務課に報告するものとする。

2 所長等は、管内市町村の人的被害及び住家被害（以下「一般被害」という。）の被害情報を収集し、防災局に報告するものとする。

3 被害情報の収集及び報告は、管内市町村から被害報告を受けた場合又は防災局もしくは本庁主務課等から依頼があった場合に行うものとする。

4 所長等は、一般被害と支部構成機関から収集した被害を集計し、管内市町村及び支部構成機関に報告するものとする。

(連携)

第11条 支部構成機関は、定期的に防災に関する意見交換を実施し、平常時から防災対策の推進及び支部構成機関間の連携を図るものとする。

2 支部構成機関は、防災対策について防災局、管内市町村、関係機関と定期的に意見交換を実施し、平常時から連携を図るものとする。

(研修及び訓練の実施)

第12条 支部構成機関は、支部開設時における災害対策要員の迅速かつ的確な初動対応を確保するため、防災対策に関する研修及び訓練等を実施するものとする。

2 研修及び訓練の実施にあたっては、防災局に必要な協力を要請することができる。

附 則

この要領は平成16年5月28日から施行する。